

～整形外科外来からのお知らせ～

《新患で受診される患者さまへ》

平成22年5月1日より，整形外科外来におきましては，地域の先生方と役割分担して，診療所・他の病院と連携を取りながら患者さまの診療にあたる，紹介制外来を導入いたします。

救急の場合を除き，新患の患者さまが外来を受診する際には，原則として診療所・他の病院からの紹介状が必要となります。

ご理解・ご協力お願いします。
大崎市民病院 院長